プラタナスの会（東京医科大学 模擬患者の会） 規約

（第 1 条　名称）

本会は、「プラタナスの会（東京医科大学 模擬患者の会）」（以下「本会」という）と称する。

（第 2 条　目的）

本会は、東京医科大学 医学・看護学教育における模擬患者活動の質の向上を図るとともに、会員の継続的な学習および相互交流を促進し、教育活動に貢献することを目的とする。

（第 3 条　活動内容）

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

（1）試験および授業における模擬患者としての参加

（2）研修会・勉強会等への参加

（3）教育に関するフィードバック活動

（4）会員相互の情報共有および交流

（5）その他、本会の目的達成に必要な活動

（第 4 条　組織）

本会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

（1）医学・看護学教育推進センター長

（2）医学・看護学教育推進センター担当教員

（3）医学・看護学教育推進センター事務員

（4）プラタナスの会会員

（5）医学・看護学教育推進センター長が指名した者

（第 5 条　任期）

本会の任期は、「18 歳以上 80 歳未満とする。80 歳以上の参加資格については別途医学・看護学教育推進センター定例ミーティングで協議の上、医学・看護学教育推進センター長が判断する。」

（第 6 条　会員資格）

本会の会員は、東京医科大学プラタナスの会主催による模擬患者養成講座を修了し、本会の目的に賛同した者とする。

（第 7 条　入会および退会）

（入会）

1.　入会は、所定の手続きを行い、本会の同意を得たうえで成立する。

（退会）

1.　退会は、本人の申し出により随時行うことができる。

2.　会員が次のいずれかに該当する場合、本会は当該会員に対し退会を求めることができる。

（１）守秘義務に違反し、知り得た情報を第三者に漏洩した場合

（２）本会の名誉を損なう行為、他の会員または関係者に対する迷惑行為、ハラスメント、信用を損なう行為を行った場合

（３）その他、本会の運営に著しく支障をきたす行為があった場合

（第 8 条　会費）

本会の年会費は無料とする。ただし、必要に応じて変更することがある。

（第 9 条　活動の原則および守秘義務）

1. 会員は、本会の目的を理解し、誠実に活動を行うものとする。

2. 会員は、活動を通じて知り得た学生情報、試験内容、個人情報等について、第三者に漏らしてはならない。

（第 10 条　運営）

本会は、東京医科大学 医学・看護学教育推進センターが運営する。

（第 11 条　個人情報の取扱い）

会員の個人情報は、本会の活動に必要な範囲内で適切に管理・使用するものとする。

（第 12 条　規約の変更）

この規程の改廃は、医学・看護学教育推進センター長が行う。

附則

本規約は、2026 年 7 月 1 日より施行する。